

後編 住宅地に高いビル？ 地区計画で まちの困りごとを解決

戸建住宅地に高層ビルの計画が出た際、近隣住民からさまざまな意見が寄せられることがあります。前編(6月15日号)では、都市計画法の用途地域に適合していれば、高層ビルも建築が可能なることを説明しました。後編では建築のルールなどを上乗せする仕組み(地区計画)を紹介します。

Q 閑静な低層住宅地に高層マンションが建つと、住環境や景観が悪くなるなど、住民が不安に思う「まちの問題」を解決する方法はないのでしょうか。

A 都市計画には、みなさんの生活に身近な地区を単位として、建築物の建て方などのルールを定める「地区計画」の制度があります。この制度を活用すれば、建築物の敷地面積や高さの限度、色調、垣・柵の配置などを決めることが可能です。

原町や自由ヶ丘では、住民が主体となって地区計画を作った例があります。5年前、原町ではまちづくり活動団体「よりみち会」が計画の素案をつくり、対象地区内の全ての世帯を訪問して提案に必要な同意をとりつけ、市に提出。この案に基づいて、建物の外壁・屋根などの色調や、高さの上限を13mとする地区計画があらたに決定されました。このような活動を経て、原町では将来にわたって地域のみなさんが大切にしている歴史的な街並みや良好な住環境が守られています。

* 地区計画制度の詳細は市HP→「観光・産業・まちづくり」→「まちづくり」→「都市づくり」→「都市計画」→「地区計画」で確認を

都市計画課では、地域に出向き、土地利用や地区計画についての説明を行います。希望する場合は問い合わせを。

☎ 都市計画課

☎(36)1484



唐津街道原町の歴史情緒あふれる街並み

介護保険負担限度額認定申請

平成30年度分の新規受付を
8月1日(水)から開始します

介護保険サービスのうち、施設サービス(特別養護老人ホーム、老人保健施設など介護保険施設でのサービス)や短期入所サービス(ショートステイ)の利用時に必要な食費と居住費について、一定の要件を満たした人は、段階に応じて軽減を受けることができます(下表参照)。

施設サービスや短期入所サービスを利用している人で、要件に該当する場合は、申請をしてください。

* 減額の対象となるのは申請した月の初日からです

【申請時に必要なもの】

- ▶ 負担限度額認定申請書
- ▶ 預貯金等の照会に係る同意書
- ▶ 本人と配偶者名義の全ての預貯金、有価証券にかかる通帳などの写し
- ▶ 印鑑(本人・配偶者・申請者)

* 申請内容に不正があった場合は、加算金が課せられます



【介護保険負担限度額認定の認定要件】

利用者負担段階	認定要件	
第1段階	▶ 世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶ 生活保護を受けている人	預貯金など ▶ 単身で1,000万円以下 ▶ 夫婦で2,000万円以下
第2段階	▶ 本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人	
第3段階	▶ 本人と世帯全員(世帯分離している配偶者も含む)が住民税非課税で、上記第2段階以外の人	

☎ 介護保険課介護保険係 ☎(36)4877



としよかんへ
行こう

宗像市民図書館

10代の人にお勧めの本

もうすぐ夏休み。ふだん読まない本に挑戦してみましよう。 ☎ 図書課 ☎(34)2263

◆初心者の人◆

『タイガー・ボーイ』

ミタリ・パーキンス/作(鈴木出版)

語学が得意で成績優秀な男子のニールは、都会の中学校への進学よりも、生まれ育ったインドの島で暮らしたいと望みます。ある日、島の保護区からトラの子供が逃げ出す事件が起こったことで、大好きなふるさとにもさまざまな問題があることに気がきます。南アジア図書賞受賞。



◆中級者の人◆

『ジェリーフィッシュ・ノート』

アリ・ベンジャミン/著(講談社)

科学が好きで、生物や宇宙に興味がある12歳のスージー。幼なじみが海で死んでしまったことが納得できないスージーは、水族館でクラゲの説明書きを見て、ある仮説にたどりつきます。グリーン・アース・ブック賞、マサチューセッツ児童図書賞Y A部門受賞。



◆上級者の人◆

『僕には世界がふたつある』

ニール・シャスタマン/著(集英社)

高校に通ううちに現実に対応できなくなり、病院で治療を受けている「ケイダン」と、マリアナ海溝の最深部に向かって進む海賊船の乗組員の「ケイダン」。二つの世界はどのように関係しているのでしょうか。全米図書賞児童文学部門、ゴールデン・カイト賞受賞。



(広告)

障がい者のトータルライフパートナー
株式会社 ゆり庵
住まい・生活・仕事・相談・児童
TEL 0940-36-9138

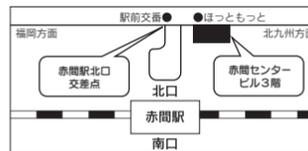
弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◆初回相談(予約制・1時間)無料◆ 相談予約 ☎0940(34)1110

(受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、犯罪被害、成年後見、遺言、債務整理、過払金回収、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号
赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
所属弁護士 小出真実・高本稔久(福岡県弁護士会所属)



<書籍のご案内> 『吉野ヶ里遺跡にメガソーラーはいらないー世界遺産登録に向けて』 価格1080円
当法人の弁護士が、弁護団員として活動した裁判のブックレットができました。2013年7月、佐賀県吉野ヶ里遺跡群のほぼ中央に16ヘクタールものメガソーラー発電所が建設されました。吉野ヶ里丘陵の歴史的・文化的景観を取り戻すべく、メガソーラーの移転を求めた住民訴訟の、4年にわたるたたかひの記録です。購入ご希望の方は当事務所までご連絡ください。

【知っていますか? ごみの野外焼却は禁止です】可燃ごみや草、木などのごみを野外で燃やすことは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反した人は罰せられることがあります。ごみは、市が定めた処理方法で適正に処理しましょう。☎ 環境課 ☎(36)1421